



# 議 事 録

No. 2

	の出席者数の報告をお願いします。
事務局	ただいまの出席委員は 10 名であります。
会長	過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。次に、本日の議事録の署名者を指名させていただきます。鈴木勉委員と塚原邦秋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 議題 1 「国民健康保険税の賦課限度額の改正等について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	1. 賦課限度額の引き上げについて 現在国において、平成 22 年 4 月 1 日より国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる地方税法施行令の改正が検討されている。 ○国が検討している内容 基礎課税額分が現行の 47 万円から 50 万円へ、後期高齢者支援金等課税額分が現行の 12 万円から 13 万円へ引き上げるもの。 ○小牧市の現在の賦課限度額 基礎課税額分が 47 万円、後期高齢者支援金等課税額分が 12 万円、介護納付金分が 9 万円。 ○小牧市の対応 地方税法施行令が改正された場合には、基礎課税額分を 50 万円、後期高齢者支援金等課税額分を 13 万円へ引き上げる。 また、介護納付金分の賦課限度額については、すでに地方税法施行令で賦課限度額が 10 万円になっており、介護納付金分についても、10 万円へ引

# 議 事 録

No. 3

	<p>き上げる。</p>
	<p>○理由</p> <p>医療費の増大、経済状況の悪化による収納額の低下等により、財政状況が非常に厳しくなっており、少しでも多くの財源を確保するため。</p>
	<p>○改正による影響</p> <p>賦課限度額の引き上げにより影響を受ける世帯は約 800 世帯であり、約 3,200 万円の調定額増加が見込まれる。</p>
	<p>2. 非自発的失業者の国民健康保険税の算定等の根拠となる総所得額の取り扱いの特例制度の創設について</p>
	<p>○地方税法の改正内容</p> <p>65 歳未満の非自発的失業者について、前年の給与所得額をその 30/100 とみなして国民健康保険税の算定及び高額療養費等の所得区分の判定を行うもの。</p>
	<p>○改正による影響</p> <p>仮に対象世帯が 500 世帯の場合、保険税減収分は約 11,265 万円見込まれる。この減収分については、平均保険料との差額を国からの交付金で賄われる。</p>
鈴木委員	<p>2について</p> <p>この特例制度の期間はどのくらいか、また、国からの補填額はどのくらいを見込んでいるか。</p>
事務局	<p>30/100 とみなす期間は失業した年度の翌年度末までであり、この制度自体は、恒久的であります。また、国からの補填額は、概ね 7,500 万円を見込んでいます。</p>

# 議 事 録

No. 4

会長	ご意見等も出尽くしたようではありますが、皆様お忙しい方ばかりだと思いますので、できましたら本日結論をお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	異議なしとのことでありますので、本日諮問のありました「国民健康保険税の賦課限度額の改正等について」は、国民健康保険税の賦課限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の賦課限度額を改正後の賦課限度額に改正し、併せて介護納付金の賦課限度額を地方税法施行令に定める額に改正することにご異議ございませんか。
各委員	(異議なし)
会長	異議なしとのことでありますので、「国民健康保険税の賦課限度額の改正等について」は、決定いたしました。 なお、本日決定しました内容を答申することになりますが、皆様お忙しい方ばかりでありますので、お許しいただければ、私と鳥居副会長で日を改めまして行いたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ありがとうございます。また、答申書の内容につきましては、本日皆様からいただきましたご意見を盛り込んでいきたいと思っておりますので、ご一任いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ありがとうございました。



## 国民健康保険税の賦課限度額の改正等について（案）

### 1. 賦課限度額の引き上げ

（理由） 地方税法施行令の改正等に伴い国保会計の財源確保を図るため

（内容）

単位：万円

区 分	国		市		影響を受ける世帯の総所得額
	現行	改正案	現行	改正案	
基礎課税額分	47	50	47	50	862 以上
後期高齢者支援金等課税額分	12	13	12	13	880 以上
介護納付金分	10		9	10	847 以上
計	69	73	68	73	

※影響を受ける世帯は、固定資産税 10 万円、夫婦 40 歳以上 65 歳未満、子供 2 人世帯で試算したもの

（参考）

- （1） 限度額引き上げに伴う調定額増分は約 3,200 万円が見込まれる。
- （2） 影響する世帯は約 800 世帯と見込まれる。
- （3） 現行税率

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎課税額分	4%	20.5%	23,500 円	24,100 円
後期高齢者支援金等課税額分	1%	5.2%	6,000 円	6,100 円
介護納付金分	0.85%	5%	5,400 円	5,000 円

### 2. 非自発的失業者（リストラにより解雇された者等）の国民健康保険税の算定等の根拠となる総所得額の取り扱いの特例制度の創設

（理由） 65 歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税の負担の軽減を図る。

（内容） 前年の給与所得額をその 30 / 100 とみなして国民健康保険税の算定及び高額療養費等の所得区分の判定を行う。

（参考）

- （1） 総所得 350 万円の世帯で 500 世帯として試算した場合、保険税減収分は約 11,265 万円が見込まれる。

※ 1 世帯あたりの軽減額（世帯構成は 1 に同じとして試算）

軽減適用前	380,100 円
軽減適用後	154,800 円
軽減額	225,300 円

- （2） 減収分の対応

減収分については、軽減後の保険料と市の平均保険料との差額分について国等から補填される。

○税率の推移

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額（万円）		
	%	%	円	円	小牧	税法	差額
63	5.8	40	9,000	10,800	35	40	5
元	5.8	40	9,000	10,800	35	42	7
2	6.0	40	10,200	12,000	39	42	3
3	6.0	40	10,200	12,000	39	44	5
4	6.0	40	10,200	12,000	39	46	7
5	6.0	40	10,200	12,000	39	50	11
6	6.0	40	10,200	12,000	42	50	8
7	6.0	40	10,200	12,000	42	52	10
8	6.0	40	10,200	12,000	42	52	10
9	5.9	35	15,000	16,800	46	53	7
10	5.9	35	15,000	16,800	46	53	7
11	5.9	35	15,000	16,800	46	53	7
12	5.8	30	19,000	21,000	50	53	3
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	7	0
13	5.8	30	19,000	21,000	50	53	3
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	7	0
14	5.8	30	19,000	21,000	50	53	3
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	7	0
15	5.8	30	19,000	21,000	50	53	3
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	8	1
16	5.9	30	22,000	23,000	53	53	0
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	8	0
17	5.9	30	22,000	23,000	53	53	0
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	8	0
18	5.9	30	22,000	23,000	53	53	0
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	9	1
19	5.9	30	22,000	23,000	53	56	3
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	9	1
20	4.0	20.5	23,500	24,100	47	47	0
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	9	9	0
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	12	12	0
21	4.0	20.5	23,500	24,100	47	47	0
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	9	10	1
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	12	12	0
22	4.0	20.5	23,500	24,100	50	50	0
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	10	10	0
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	13	13	0

※ ( ) は改正 22年度は予定

( ) は税法と小牧市の賦課限度額が同一のもの

国保財政状況（決算ベース）

諮問資料-3  
単位：千円

内 訳	年 度	17	前年比	18	前年比	19	前年比	20	前年比	21（決算見込）	前年比
歳入総額		10,941,747	104.99%	11,763,532	107.51%	12,969,666	110.25%	12,347,093	95.20%	12,441,788	100.77%
国民健康保険税		4,326,930	103.24%	4,448,455	102.81%	4,490,669	100.95%	3,727,698	83.01%	3,684,987	98.85%
国庫支出金		2,603,667	92.58%	2,472,871	94.98%	2,522,534	102.01%	2,641,465	104.71%	2,484,330	94.05%
県支出金		343,183	639.94%	480,352	139.97%	520,519	108.36%	546,876	105.06%	494,286	90.38%
療養給付費交付金		2,097,384	109.37%	2,347,158	111.91%	2,639,649	112.46%	1,091,036	41.33%	429,814	39.40%
前期高齢者交付金		-	-	-	-	-	-	1,966,086	-	2,484,953	126.39%
共同事業交付金		214,401	106.72%	650,502	303.40%	1,091,861	167.85%	1,115,773	102.19%	1,007,841	90.33%
一般会計繰入金		1,141,249	108.41%	1,255,931	110.05%	1,656,808	131.92%	1,213,861	73.27%	1,602,721	132.03%
基盤安定繰入金		228,244	99.84%	245,947	107.76%	242,711	98.68%	327,458	134.92%	341,512	104.29%
職員給与費等繰入金		67,805	78.59%	92,851	136.94%	135,858	146.32%	119,556	88.00%	209,535	175.26%
出産育児一時金繰入金		55,200	87.90%	65,633	118.90%	71,500	108.94%	66,847	93.49%	80,500	120.42%
その他一般会計繰入金		790,000	117.04%	851,500	107.78%	1,206,739	141.72%	700,000	58.01%	971,174	138.74%
基金繰入金		0	-	20,000	-	11,803	59.02%	0	-	0	-
年度末基金保有額		31,803	100.00%	11,803	37.11%	0	-	0	-	0	-
繰越金		186,735	157.33%	60,427	32.36%	5,197	8.60%	0	-	181,405	-
その他の収入		28,198	115.85%	27,836	98.72%	30,626	110.02%	44,298	144.64%	71,451	161.30%
歳出総額		10,881,320	106.32%	11,758,335	108.06%	12,971,029	110.31%	12,165,688	93.79%	12,441,572	102.27%
総務費		77,333	82.61%	100,600	130.09%	143,142	142.29%	117,731	82.25%	186,451	158.37%
保険給付費		7,233,209	107.25%	7,722,549	106.77%	8,276,174	107.17%	8,215,490	99.27%	8,505,345	103.53%
療養諸費		6,530,407	119.19%	6,975,533	106.82%	7,481,212	107.25%	7,412,873	99.09%	7,675,438	103.54%
高額療養費		582,202	96.59%	613,626	105.40%	654,202	106.61%	691,137	105.65%	700,307	101.33%
その他の給付		120,600	93.14%	133,390	110.61%	140,760	105.53%	111,480	79.20%	129,600	116.25%
後期高齢者支援金等		-	-	-	-	-	-	1,637,210	-	1,797,180	109.77%
前期高齢者納付金等		-	-	-	-	-	-	2,205	-	5,331	241.77%
老人保健拠出金		2,659,635	103.23%	2,582,818	97.11%	2,705,437	104.75%	372,393	13.76%	123	0.03%
介護納付金		675,816	108.09%	677,080	100.19%	656,838	97.01%	598,453	91.11%	578,979	96.75%
共同事業拠出金		192,433	109.20%	628,015	326.36%	1,102,517	175.56%	1,102,544	100.00%	1,109,802	100.66%
保健事業費		11,281	97.98%	10,476	92.86%	10,156	96.95%	100,007	984.71%	117,457	117.45%
その他の歳出		31,613	432.23%	36,797	116.40%	76,765	208.62%	19,655	25.60%	140,904	716.89%
収支差引		60,427		5,197		-1,363		181,405		216	
内 訳	基金積立金	0		0		0		0		0	
	次年度繰越金	60,427		5,197		-1,363		181,405		216	
繰入等	その他一般会計繰入金	790,000		851,500		1,206,739		700,000		971,174	
	基金繰入金	0		20,000		11,803		0		0	
	前年度繰越金	186,735		60,427		5,197		0		181,405	
実 質 収 支		△916,308		△926,730		△1,225,102		△518,595		△1,152,363	